声　　　　　明

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟福岡地裁判決について

　　　　　　　　　　　　　　　　２０２１（令和３）年５月１２日

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟原告団

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟弁護団

生活保護基準引き下げ、 年金引き下げ違憲訴訟を支援する福岡の会

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護引き下げにＮＯ！全国争訟ネット

本日、福岡地方裁判所民事第一部（徳地淳裁判長）は、生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件において、原告らの請求を棄却する不当判決を言渡した。

本訴訟は、福岡県内の生活保護利用者８４名（提訴時１１８名）が、福岡県及び各自治体を被告として、２０１３年から３回に分けて行われた生活保護基準の引下げを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消等を求めた裁判である。全国２９地裁で提起された同種訴訟では、２０２０年６月２５日の名古屋地裁判決（請求棄却）、２０２１年２月２２日の大阪地裁判決（請求認容）、２０２１年３月２９日の札幌地裁判決（請求棄却）に続く４件目の判決である。

本判決は、生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣に広汎な裁量を認めた上、本件各引下げ処分は裁量の範囲内であると認定し、原告の請求を棄却した。

本判決は、厚生労働大臣が生活保護基準部会による専門的判断を無視して独断で保護基準を引下げたことに目をつぶり、引下げの内容についての実質的な検討をすることなく、本件引下げ処分を裁量権の範囲内であると安易に認定した。

生活保護利用者にとって絶対にありえない４．７８％の物価下落を認めたことは、裁判所が事実を探求する責務を放棄したものであり、絶対に許せない。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性をも明らかにした。それにもかかわらず、生活保護費１０％削減という自民党の政権公約を実現する目的でなされた今般の引下げを安易に追認した本判決は、行政を追認して司法の役割を放棄したものに等しく、到底容認できるものではない。

私たちは、被告らが生活保護基準を引下げられた全ての生活保護利用者に対し真摯に謝罪し、速やかに２０１３年引下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護利用者の健康で文化的な生活を保障することを求めるとともに、本訴訟の勝利まで断固として戦い抜く決意である。

　　　　　　　以上